

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年1月8日

名古屋市長 広沢一郎

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大名古屋ビルヂング

名古屋市中村区名駅三丁目2701番 ほか25筆

### 2 変更しようとする事項

#### (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
7,000平方メートル	4,518平方メートル

#### (2) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
地下機械式駐車場	92台	68台
計	92台	68台

駐車場の位置については、縦覧によります。

#### (3) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	収容台数	
	変更前	変更後
地下機械式駐輪場	236台	252台
計	236台	252台

駐輪場の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 8年 8月25日

4 変更しようとする理由

実態に見合った店舗計画とするため

5 届出の日

令和 7年12月24日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中村区役所情報コーナー、西区役所情報コーナー、中区役所情報コーナー  
及び中川区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 8年 1月 8日から同年 5月 8日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 8年 5月 8日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課